

## パブリック・コメント手続に関する指針

### 第1 目的

この指針は、透明で開かれた組合行政を目指し、本組合構成市民（以下「市民」という。）の意見・要望を積極的に組合行政に反映させるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、本組合が行うパブリック・コメント手続に関する基本的事項を定めることを目的とする。

### 第2 定義

- 1 この指針において「パブリック・コメント手続」とは、本組合の計画等の策定過程において、案の段階で広く公表し、市民等からの意見・提言（以下「意見等」という。）を求め、寄せられた意見等に対する本組合の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して本組合としての意思決定を行う仕組みをいう。
- 2 この指針において「実施機関」とは、管理者その他の執行機関をいう。

### 第3 パブリック・コメント手続の対象

- 1 実施機関は、次に掲げるものについて、パブリック・コメント手続を実施するものとする。
  - (1) 本組合各施策の基本的な計画等の策定又は重要な変更
  - (2) その他広く市民生活に影響を及ぼすなど、パブリック・コメント手続を実施することが必要と認められるもの
- 2 次に掲げる場合は、この指針の適用除外とする。
  - (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの  
ただし、迅速又は緊急を要することを理由にパブリック・コメント手続を実施しなかったものについては、迅速又は緊急を要した理由について明らかにするとともに、制度の運用等、事後においても有用と認められるものについて市民等の意見等を聴くよう努めること
  - (2) 計画等の策定等に関し、意見聴取の手続等が法令等により定められているもの  
ただし、当該法令等に基づく手続を行う際に、できる限りこの指針の趣旨に沿ったものとなるよう努めること
  - (3) 計画等の策定に関して本組合の裁量の余地が少ないものその他計画等の性質上パブリック・コメント手続に適さないもの
  - (4) 審議会等（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及びそれに準ずる機関をいう。）においてこの指針に準じた手続を実施して策定した答申等に基づき立案した計画等
- 3 実施機関は、1、2の規定にかかわらず、パブリック・コメント手続を行うことが必

要と認める場合には、この指針による手続を行うことができる。

#### 第4 公表内容及び公表手段

1 実施機関は、計画等（第3の規定によりパブリック・コメント手続の対象となるものをいう。以下同じ。）についての意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表するものとする。

なお、公表の際には、計画等の趣旨及び目的並びに計画等の策定に至った背景についての説明を加えるものとし、関連資料もあわせて公表するなど、市民等が計画等の案の内容について十分理解できるよう留意するものとする。

2 実施機関は、次に掲げる方法等により、計画等の案等（1に規定する内容をいう。以下同じ。）を公表するものとし、市民等が容易に入手できるよう留意するものとする。

- (1) 担当窓口での配架又は配付
- (2) ホームページへの掲載
- (3) 各工場窓口での配架又は配付
- (4) 本組合構成市担当部署等での配架又は配付

3 実施機関は、計画等の名称、意見等の提出期間、案等の入手方法等について、ホームページなどにより、市民等への周知を図るものとする。また、できる限り、当該パブリック・コメント手続の実施についての予告に努めるものとする。

#### 第5 意見等の提出方法及び提出期間

1 実施機関は、次に掲げる方法等により、計画等の案に対する市民等からの意見等の提出を受けるものとする。

- (1) 担当その他関係機関の窓口への提出
- (2) 送付
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

2 1の規定により実施機関が意見等の提出を受ける期間は、計画等の案等の公表の日から1か月程度を目安として定めるものとする。

3 意見等の提出に際し、提出者に関する情報の記入を求める必要がある場合には、必要最小限の範囲にとどめるものとする。

#### 第6 意見等の考慮義務

1 実施機関は、第5の規定により市民等から提出された意見等を考慮して、計画等についての意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見等の内容及びそれに対する本組合の考え方並びに計画等の案の修正を行った場合はその内容を公表するものとする。

3 2に規定する公表は、原則として、第4-2で実施機関が採用した方法によるものとする。

## 第7 施行の細目

この指針の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

### 附 則

この指針は、令和2年1月16日から施行する。